

国民健康保険料 決定通知書の見方

国民健康保険料決定通知書には、「年間保険料」「徴収方法」「期別保険料額」「保険料算出の内訳」「軽減判定の状況」「国民健康保険の加入状況」「保険料率」等が記載されています。

〒697-0027 2-383
島根県浜田市殿町1番地

浜田 太郎 様

令和8年度

国民健康保険料 決定通知書

国民健康保険料を下記のとおり決定しましたので通知します。

島根県浜田市長 浦大紀

公印

①納付義務者

③徴収方法

②被保険者
番号

④年間保険料

⑤軽減

⑥保険料の
算出内訳

⑦期別保険料

⑧被保険者の
加入状況

⑨擬制世帯主、
特定同一世帯所属者
は金額なし

⑩保険料率

納付義務者	浜田 太郎
年 月 日	昭和24年 8月25日
被保険者番号	02-00123456
通知書番号	54321

決定保険料額	73,300 円
--------	----------

徴収方法	普通徴収
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	
上記年金の年金額	

以下に記載のある場合は、記載された口座から引落しをします。

金融機関名	
支店名	
口座種別	口座登録された方は、口座情報
口座番号	
口座名義人	

	医療分	支援金分	介護分	子ども分
基準総所得金額(円)	277,103	277,103	0	277,103
被保険者数(人)	1	1	0	1
所得割額(円)	22,777	8,368	0	831
均等割額(円)	27,800	11,000	0	1,040
平等割額(円)	17,000	6,200	0	800
軽減区分	2割軽減 特定世帯軽減			
均等割軽減額(円)	5,560	2,200	0	208
平等割軽減額(円)	10,200	3,720	0	480
産前産後軽減額(円)	0	0	0	0
限度超過額(円)	0	0	0	0
年間保険料(円)	51,800	19,600	0	1,900
月割増減額(円)	0	0	0	0
減免額(円)				
年間保険料額(円)				

期別	納付額(円)	納期限
第1期	7,600	各期の支払い 期限が記載 されています
第2期	7,300	
第3期	7,300	
第4期	7,300	
第5期	7,300	
第6期	7,300	
第7期	7,300	
第8期	7,300	
第9期	7,300	
第10期	7,300	
月別	徴収額(円)	引落日
4月	0	
6月	0	
8月	0	
10月	0	
12月	0	
2月		

氏 名	加入月数		軽減基準 所得金額	基準総所得 金額
	一般	介護		
浜田 太郎	0	0	818,598	0
浜田 花子	12	0	567,103	277,103

翌年度4・6・8月の特別徴収
2月の特別徴収額と同額です。

料 率	医療分	支援金分	介護分	子ども分
所得割率(%)	今年度の保険料率が記載 されています。			
均等割額(円)				
平等割額(円)				
賦課限度額(円)				

※氏名欄に(非)の表示がある方は、非自発失業軽減の該当です。

※子ども均等割額には、18歳以上均等割額を含めています。

軽減基準所得金額＝世帯主と被保険者全員の前年中の所得の合計額(65歳以上の方の公的年金所得は15万円を控除した金額、専従者控除は適用前の金額、分離譲渡所得は特別控除前の金額)です。

基準総所得金額＝被保険者の前年中の所得の合計額から基礎控除43万円(※)を控除した金額です。(※前年所得が2,400万円を超える方は、控除額が変更になります。)

ただし、雑損失の繰越控除は考慮されません。

国民健康保険料 決定通知書の見方

① 納付義務者

保険料の納付義務者である「世帯主」のお名前が記載されています。

② 被保険者番号

窓口やお電話で、保険料等についてお問い合わせの際には、以下の内容をお伝えください。

「納付義務者氏名（必須）」及び「生年月日（必須）」

「被保険者番号」

「連絡先の電話番号」

※ただし、お電話では個人情報（保険料額や所得、世帯の加入状況など）を含むお問い合わせにはお答えできません。ご理解いただきますようお願いいたします。

③ 徴収方法

徴収方法が記載されています。

普通徴収…納付書や口座振替にて納付していただきます。

特別徴収…年金からの天引きにて納付していただきます。

普通徴収・特別徴収併用…年度内に徴収方法の切り替えがある方です。

④ 年間保険料

1年間の保険料額が記載されています。

⑤ 軽減について

国民健康保険制度では、世帯所得が一定の基準以下の場合に保険料を減額する「軽減」制度があります。

この「軽減」の適用を受けるには、世帯全員が所得を申告していることが必要になります。所得の申告について、詳しくは税務課までお問い合わせください。

軽減区分	保険料が軽減される世帯
7割軽減	前年中の所得が 43 万円 + 10 万円 × (給与所得者等(※)の数 - 1) 以下の世帯
5割軽減	前年中の所得が 43 万円 + 31 万円 × 被保険者数 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下の世帯
2割軽減	前年中の所得が 43 万円 + 57 万円 × 被保険者数 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下の世帯

※ 世帯主と被保険者の中で、給与所得または公的年金に係る雑所得がある方を指します。

⑥ 保険料の算出内訳

保険料は世帯単位で算出します。「医療分」、「後期高齢者支援金分」、「介護分」、「子ども分」

国民健康保険料 決定通知書の見方

の内訳を記載しています。「介護分」は40歳以上65歳未満の方のみ算出し記載しています。

軽減がある世帯は軽減区分・軽減額が記載されています。なお、18歳未満（高校生世代以下）の方の「子ども分」の均等割は、全額軽減となっています。

⑦ 期別保険料

各期に納付する保険料額を記載しています。

普通徴収の方（口座振替含む）は上側に金額が並び、6月から3月までの10期で保険料を納付書（または口座振替）にて納付していただきます。

特別徴収の方は下側に金額が並び、4月・6月・8月・10月・12月・2月の6期に分けて年金から天引きされます（4月・6月・8月は、令和8年2月徴収額と同額です）。

普通徴収・特別徴収併用の方は上側と下側に金額が並び、上の普通徴収となっている月は納付書で納めていただき、下の特別徴収となっている月は年金からの天引きになります。

⑧ 被保険者の加入状況及び所得状況

被保険者の加入状況や所得状況（軽減基準所得金額、基準総所得金額）を記載してあります。

今年75歳になり、後期高齢者医療制度に該当（国保から離脱）する方は、あらかじめ75歳到達月の前月までの月割りで計算しています。

今年40歳になり、介護保険の第2号被保険者に該当する方には、40歳到達月時点で介護分を含んだ保険料を計算し、再度通知します。

非自発的失業者（国保加入時などに申請いただいている場合）である場合は、**通知書の「軽減基準所得金額」**及び「**基準総所得金額**」は、給与所得を100分の30とみなす前の金額を記載しています。上の「⑥保険料の算出内訳」内の「**基準総所得金額**」欄には100分の30とみなした後の所得を記載しており、保険料の算定にはこちらを使用しています。

⑨ 擬制世帯主、特定同一世帯所属者

擬制世帯主…世帯員に国保加入者がいる世帯で、自身は社会保険や後期高齢者医療制度などに加入している世帯主です。

特定同一世帯所属者…国保から後期高齢者医療制度へ移行した方です。

擬制世帯主、特定同一世帯所属者は、国保加入者ではないため所得割額の算定には含みませんが、**軽減判定所得の算定には含みます。**

⑩ 保険料率

賦課対象年度の保険料率、賦課限度額が記載されています。